

Title: Pornography, Rape and Sex Crimes in Japan

日本のポルノ、レイプと性犯罪

Author: Milton Diamond, Ph.D. and Ayako Uchiyama

## INTRODUCTION

はじめに

異なる社会においてポルノがレイプや他の性犯罪の発生にどのように結びつくかは長年の問題となっている。米国では、Lyndon B. Johnson (ポルノグラフィー、1970年)によって任命された委員会によって決定された限り、ポルノが強姦や性的暴行につながるような関係はないことが、成人、少年に適用可能であると実証することができた。1970年大統領委員会の理念にしたがって、1986年に米国司法委員会の調査結果が発表された (Meese, 1986)。

ロナルド・レーガン大統領によって1984年に任命された委員会は、これまでの大統領委員会とは対照的に、"性的暴力物質への実質的な暴露...反社会的な性的暴力行為と因果関係を有する"という発見をした。しかし、大統領委員会とは異なり、この法務委員会は科学的に構成されたものではなく政治的に構成されていた。この Meese 委員会は主に、自分自身の研究をせず、委任もされてない非科学者から構成されていた。それは主にその目標に同感できると期待した特定の関係者や団体からの証言を募集し、不快であると思われる人からの証言を無視した (Lynn, 1986; Nobile & Nadler, 1986; Lab, 1987)。

Meese 委員会の自身のマイノリティの報告は、研究者の3人の女性のうちの2人が--そのうちの1人は性別研究で多くの経験を持っていたが--この調査結果は、蓄積された社会科学データ (Meese, 1986) には合致していないと主張した。

その後の米国での全米規模の研究でも、レイプ率がポルノ雑誌 (Baron and Straus, 1987) やコミュニティの成人劇場 (Scott and Schwalm, 1988; Winick & Evans, 1996) の入手可能性と関連していたという強い証拠は見つからなかった。

英国では、個人的に構成されたロングフォード委員会 (Amis, Anderson, Beasley-Murray, et al., 1972) は、その国におけるポルノの状況をレビューし、公衆の道徳に有害であると結論付けた。また、科学的証拠を棄却して、「人を侮辱したり価値を下げたりする」可能性のある力に対して「公共財」を保護することを支持した。

しかし、1979年に公式に構成された英国 (Williams) の猥褻および映画検閲委員会は、状況を分析し報告した (Home Office, 1979)。「私たちが社会的態度について知っているすべてから、私たちの質問の過程で学んだことから、私たちの信念は、社会の状態に影響を及

ぼすポルノの役割は軽微なものに過ぎないということだけである。他に考えるとすればポルノの問題は比例しないということである (95 頁)。

McKay と Dolff (1984) によるカナダ司法省のレビューレポートは、本質的に同様であり、「ポルノとカナダ社会の道徳との因果関係を示唆する、利用可能な体系的な研究の証拠はない...犯罪傾向統計 (例えば、レイプ) に反映された特定の形態の偏見行動の増加が、ポルノと因果関係を有することを示唆する (証拠もまた無い)」。カナダでは、1985 年のフレーザー委員会で、その話題をレビューした後、証拠が非常に不十分であり、ポルノを非難する一貫した証拠が見つからないと結論付けられた (Canada, 1985, pp. 99)。

ポルノの入手可能性と強姦または性的暴行との関係について調査されたヨーロッパ/北欧の社会の中でも、そのような相関は実証されなかった (Kutchinsky, 1985a, 1991)。

デンマーク、西ドイツ、スウェーデンの 3 カ国では、ポルノグラフィの利用がますます普及するにつれて、これらの国の強姦率は相対的に低くなる十分なデータが得られた。

Kutchinsky によると、米国でのみ、利用可能なポルノグラフィの量が増加した 1970 年代から 1980 年代初頭にかけて、レイプの増加が起こったように見える (Kutchinsky, 1985a, 1991)。しかし、Kutchinsky はまた、アメリカの性犯罪率の明らかな増加を説明することができるようレイプの記録方法が変化した事も記している。

ポルノと性犯罪の可能性のあるつながりを取り巻く欧米の議論の規模と強さを考え、西欧諸国とはまったく異なる国における SEM(性的明示的資料)の利用可能性とレイプやその他の性関連犯罪の発生率を比較する。第二次世界大戦の合法的売春期間の 13 年後の日本の文化は、米国と他の西側諸国との十分な文化的対照を提供する。

日本では、この 10 年間の初めに、ポルノに関する懸念が高まっている。保守的なグループとメディアは、発生したポルノの潮流を阻止するための政府の行動を求め始めた。例えば、和歌山県の市民は、子どもを対象とした性的に露骨なマンガ (漫画) の管理を大声で呼びかけた (毎日新聞、1990)。

現在、日本では、あらゆる種類のエロティックな興味やフェチに対応した性的に露骨なビデオテープ、書籍、雑誌が手軽に入手できる。これには、年齢制限のない性的に明白な漫画が含まれる。商業地区の電話ブースや都市の新聞には、あらゆる種類の性的接触の広告が掲載されている。しかし、この現代的なポルノの利用可能性は比較的新しいものだ。基本的に、第二次世界大戦の終結以来、1951 年まで続いたアメリカの軍事ルール適用以来、性的に露骨な資料は禁止されていた。これは 1980 年代後半まで日本政府の下で続けられた。陰毛や性器の写真と同様に、正面ヌードのイメージや描写が禁止されていた。性行為はグラフィカルに描くことはできなかった。

現在の 10 年間で状況は著しく変化し始めた。法律自体は変更されていないが、それらの解釈は変更された。この期間中の審査員はますます自由になり、より広範な範囲のポルノグラフィが「猥褻ではない」とみなされるようになった。これに伴い、1995 年に沖縄の少女のアメリカ軍人による強姦の事件が広く報道された。この犯罪は日本では非常に真剣に受け止められている (Anonymous, 1995)。したがって、特にこの急速な変化の過去 10 年間の分析は、価値があるように見える。

本研究は、日本のレイプ、性的暴行、暴力行為の犯行に焦点を当て、その発生がポルノグラフィの利用可能性の増加とどのように相関するかを分析する。比較のため、また「コントロール (統制)」措置として、同じ期間の殺人と非性的暴力犯罪の発生率を見る。

## Methods

### 方法

調査対象期間は、1972 年から 1995 年までの 23 年間である。これらは、日本からの公式データが入手できる年である。1972 年以前は、日本で使用されているデータ収集方法および関連定義は現在使用されているものとは大きく異なり、比較には適さない。これらの年数は、ポルノに関する法律 (またはその解釈) が性的に厳粛である国から寛容に分類される国に日本が移行した期間をカバーしている。

## Definitions

### 定義

ポルノグラフィ、強姦、性的暴行などの用語は一般的に使用されているが、法的条件でもある。現在の議論を簡単にする目的で、ポルノグラフィは、主に性的関心を引き起こしたり、エロティックな快楽を提供するために開発された任意の性的明示的資料 (SEM) として広く定義されている。それはあらゆるメディアにある可能性があり、合法または違法かもしれない。日本の場合、米国のように、違法であることが判明している性的に露骨な資料は、わいせつなものでなければならない。

卑猥な資料の制作や配布は違法である。各都道府県は、18 歳未満の者に適用される法令を改正することができる。運用では、1970 年代から 1980 年代にかけて、ポルノグラフィにはいわゆるハードコアエロチカが含まれているだけでなく、性器、陰毛、正面のヌードをグラフィックで表現したものが含まれていた。教材や芸術作品における性的行為の描写は、この定義に該当する可能性がある。しかし、そのような資料に対する公的および公的な態度は、1970 年代から徐々に緩和しつつあるように見える。特に、1990 年と 1991 年には、

この法律がどのように解釈されたかに大きな変化が見られた。より少数の資料が猥褻であり、より少ない有罪判決が得られた。このシフトの理由は明らかではない。

日本では陪審制度は使用されていない。犯罪性の基準を満たす資料や行為の最終決定は、通常、その資料や事件が提示された 3 人の裁判官の討論によって決定される。日本では、法律は全国的に適用されるが、しばしば地域的に解釈される。農村部の人たちよりも、都会の裁判官の方がポルノに寛容であることが多い。全国の統一を促進するために、およそ 3 年ごとに裁判官は別の県に転属する。他の国と同様に、犯罪性の最初の決定は、まず地方警察官や役人など、より低いレベルで行われる。卑猥な猥褻な資料は、後で実際に行われるべき猥褻の決定で没収される。

日本の法律は、6 つの基本的な性犯罪を認識している (Roposensho, 1989)。これらの犯罪は、以下のように概説される。1) 公然の猥褻[第 174 条]は、性器の公衆暴露などの行為「道徳感覚を侵害する」事件を指す。現在、この条項は、ストリップ劇場に対して最も頻繁に使用され当局が猥褻の限界を押さえると考えてられているが、露出や覗き込みなどの行動にも使用されている。2) 猥褻性[第 175 条]は、準備、販売、配給、または陳列が「制御不能または不安定な理由」を引き起こす可能性のある、行為または性的にエロチックな資料である。3) 性的暴力[第 176 条]は、強姦よりも性的遭遇の脅威または強制的な実施として定義される。4) 強姦[第 177 条]は、女性の性器に陰茎がいくらかでも侵入していることである。男性の強姦の規定はない。5) 強制的な暴力とレイプ[第 178 条]は、精神的または身体的な制約のために個人が知識のある同意を得られないとみなされる法定犯罪に関する。ここで男性または女性はこの犯罪の被害者とみなされる。6) 性的暴行、強姦未遂、または法定強姦の未遂[第 179 条]法律は、強姦または性的暴力が試みられてはいるが達成されていない場合に適用される。強姦未遂は女性のみに限られ、性的暴行は男性または女性の犠牲者とみなすことができる。

## Pornographic Materials

### ポルノグラフィック資料

現在または過去にいつでも利用できるポルノの正確な量は、決定するのが困難である。性犯罪の統計とは異なり、このようなデータは日本の政府機関や私的機関によって正確に蓄積されていない。大部分ではないにせよ、ポルノの製造業者または代理店の多くは、商業所有者としての生産数値が機密保持されている正当な企業である。加えて違法なポルノの製造業者は、利用可能であるが生産数字がない製品を有する。しかし、日本では、SEM やポルノの定義がどのようなものであれ、1970 年代や 1980 年代よりも今のところ公開されている資料が増えていると言えるだろう。そのような品目の金額と種類は、生産された単

位の数または円の価値で測定されるように、時間とともに増加しているという兆候がある。利用できるポルノの量や種類、性描写の実際の数値を以下に示す。他の場合には、定性的尺度または説明が提供される。

## Sex Crime Data

### 性犯罪のデータ

日本の実際の性犯罪件数のデータは、日本警察庁の年次報告のファイルから得られたものである (J.N.P.A.)。この組織は、米国の連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation) にいくらか類似している。警察庁年次報告は 1948 年以来、日本の犯罪統計を維持している。基本的には、沖縄を含む 47 の全県からの年次報告書が報告される。これらの公的犯罪記録は、独立した警察の捜査報告書に基づいている。検討中の期間中、データの収集および記録方法に変更はなかった。

## RESULTS

### 結論

#### Pornography Availability

##### ポルノの利用可能性

1972 年から 1995 年の間に、日本の性的明示資料の数と利用可能性の増加を示す多くの指標がある。各県内 (長野県を除く) に制定された「少年保護条例」の下で、「少年にとって有害と思われる」項目のデータが収集された。品目が指定されると、18 歳未満の未成年者に販売または配布することは禁じられている。地方自治体によって収集され、性的に明示的な映画、本、雑誌、ビデオテープなどの項目の統計である。

明示的に暴力的な内容も含まれている。これらのデータは、総務庁 (政府調和庁) の青少年局に毎年転送される。そのようにリストされた項目は、1970 年の約 2 万件から 1980 年には 37,000 をわずかに上回り、1990 年には約 41,000 件になり、データを利用できる最後の年の 1996 年には約 76,000 件に増加した。1989 年以来、このような素材の最大の増加は、性的に露骨なビデオテープによって説明された。そのような分類にもかかわらず、これらの資料は、任意の年齢の人に容易に利用可能であった。

1991 年には、31 の県政府が 46 の特定の性的指向の出版物を「少年に有害」と指定し、出版社に訴えた (Burrill, 1991)。

関係する企業はこの批判を受け入れ、業界の「出版倫理評議会」は自主規制に投票し、メンバー企業に性的指向の漫画に「アダルトコミック」マークを貼るよう勧告した (Anonymous, 1991a)。

理事会はさらに、店舗の「大人のコーナー」にこれらの漫画を維持するように、ディストリビューターにアドバイスした。このアドバイスは必ずしも追従していなかった。このような性的漫画の売上高は、1990年には1,800億円を超え、前年比13%増となった(Burrill、1991)。

古典的な日本の愛の映画愛のないコリダ ("感情の領域で") の生産は、そのヌードとエロティックなコンテンツのために日本から禁止された。大島渚監督のこの映画は、1976年にフランスで制作され、ニューヨークとカンヌの映画祭で急速に感銘を受けた。

しかし、日本で初めて上演された1976年10月に、当局から映画が押収された。日本でよく知られている - アスフィシオフィリアの鮮明な描写を含む - 真実のストーリーに基づいているにもかかわらず、その内容は日本で一般に視聴するにはあまりにも卑猥であると考えられていた。

プロデューサーと脚本家は裁判所に連行され、猥褻ではあるが罪のないことが判明した(奥平、1979、大島、1979、内田、1979)。

カットが削除されたバージョンがその後にリリースされた。1986年の東京映画祭で初めて正面ヌードが映画に登場することが認められた(Downs、1990)。

アメリカの大学セックステキストブック *Sexual Decisions* (Diamond&Karlen、1980) は、1985年に日本版で再出版された (Diamond&Karlen、1985)。

性的位置および他の画像の描写は、陰毛または暴露された生殖器を伴うイラストレーションの数を減らすために本が編集された後にのみ許可された。

それはその国の最初の大学レベルのセックステキストである。女性の完全な正面ヌードを持つ最初のアートフォトブックも1985年に出版された(Downs、1990)。ここでもまた、米国と英国の中道であると考えられていた元のイラストレーションのいくつかは、性的に明白ではないと考えられる画像に置き換えなければならなかった。

1960年代、1970年代、1980年代初めのこのような控えめな姿勢からの変化は、1980年代後半と1990年代初頭に最も移行が顕著になり始めた。プレイボーイやペントハウスなどの雑誌は、陰毛が表示されていたため、1975年まで日本では完全に禁止されていた。

問題の画像が「修正」されているか、そうでなければ不透明にされた場合、それらは日本に輸入することが許可された。

客観的なコメンテーターが、猥褻基準が時には深刻な芸術作品の流通を妨げたが、性的に明示的な資料の入手可能性を低下させるのに効果がなかったことを示したが、恥毛の表示に対するこの元の禁止は日常的に適用された(Anonymous、1992)。

ほぼ同時に、朝日新聞は、社会的な傾向がこのタイプの写真を受け入れるように移動したため、警官はもはや猥褻のために「陰毛」の写真を執行しないと報じた「起訴しないとの

決定は陰毛がもはや猥褻の統一基準ではないことを示している」と結論づけた (Woodruff、1991)。

1980年代初め、ヨーロッパとアメリカのポルノビデオテープは、帰国した旅行者からの日本の役人によって押収された密輸品の最も一般的な形式であった (Abramson&Hayashi、1984)。これらの資料は日常的に押収された。現在、このようなテープは現地生産されており、日本の店舗ですぐに入手できる。彼らは法的な未成年者である俳優や女優を含むことが多い

1989年には、「東京都生活文化局」の本店や雑誌屋敷のマンガを調査したところ、半分以上が性行為を描いていた。彼らは次のように報告している。「多くの場合、女性キャラクターは単に男性の満足のためにセックス対象として扱われた。(Anonymous、1991a)」

1989年にも、日本の「出版科学研究所」の報告書は、日本の出版物の法的生産に関する統計を提示した。プレイボーイとペントハウスは、最も売れている大人の男性雑誌の中にあつた。プレイボーイの半年売上高は、1977年に各号ごとに平均して900,000人であつた。性的内容の雑誌の月額価値は、1984年の3,264百万円から1988年の3,665百万円に増加した (Shupan Nenkan、1988,1997)。

1991年2月、自民党はメンバーに、性的に露骨な漫画を規制する法律を導入するよう頼んだ (Anonymous、1991a)。提言は失敗したが、ポルノグラフィーの増加が社会的関心事の拡大であつたことに再び気づいた。その年、「日本の性教育協会」(JASE、1991)のアンケート調査(青少年の漫画調査)では、中学生の中では、男性の21.6%、女性の7.6%がいわゆる「ポルノ・コミック」を定期的に読んでいる。1993年、総務庁青年局(政府調整調整局)の調査によると、男性のおよそ50%と女性の中高生の20%が「ポルノ・コミック」を定期的に読んでいることが分かつた。

日本で利用可能な性関連資料の別の指標は、警察に登録され、監視されている性関連産業の数に反映されるかもしれない(風俗関連営業)。

これらの産業には、ストリップ劇場、いわゆるラブホテル(1時間まで利用可能な部屋)、「アダルト」セックスショップ(性的行為に関連するポルノまたは道具の購入用)、「ソープランド」(「マッサージ」または「シャンプー」性的サービスを提供することが知られている店)が含まれる。

当局は、このような統計を使用して、少年に対する潜在的な影響を監視する。J.N.P.A. 統計では、1972年に約7,500施設、1995年に12,600件を超えた。

最大のセグメントの増加は、性的サービスを提供していた、いわゆる「ファッションマッ

サージ店」の数に見られた。もっと新しいタイプの「ボディシャンパーパーラー」も利用可能である (Roposensho、1995)。

電話のセックスラインはますます一般的になった。最初の 18 カ月間で、営業開始後、1991 年にスポーツ結果、広告、医療指導を提供した商用ビジネス情報サービス「ダイヤル Q2」が、電話回線の 4 分の 1 以上を電話セックスサービスに切り替えた (Anonymous、1991b)。個々の世帯が参加する特別な要求を開始しなければならない場合でも、これは有名な性的商取引の形態である。「電話クラブ」もまた増えている。そのようなクラブでは、男性は女の子からの電話を待つ。電話する電話番号は、女性の発信者のために無料で広報されている。「興奮」と「ロマンス」が約束されている。これは、多くの場合、売春の接触の場である。警察の非公式調査では、高校女子の約 4 分の 1 が電話クラブを通じて連絡を取っていることが分かったため、一般的な社会的関心事でもある。

1992 年には、ヌード写真を見せたり、性器や陰毛が見える場合には、警察の没収が珍しく、訴追が矛盾した場合に、公的猥褻のために雑誌や新聞を引用することもあった。これらのイメージがはっきりと芸術的な作品であったとしても、これらの法的挑戦は特有であったかもしれない (Anonymous、1992)。1993 年までに、その種の訴追はまれになった。

1993 年には、週刊ポストが日本のトップセラーになった。これは、陰毛の一瞥を含む写真や、ヌードの少女の写真や性交に関する記事のために出現した。部数は 1993 年の最初の 6 ヶ月の約 85 万から 1996 年の最初の 6 ヶ月の約 867,000 に飛躍した。この人気はさらに 2 つの追加の雑誌を生み出した。これはさらに性的に明白であった：週刊文春と週刊新潮。1995 年にこれらの雑誌の平均売上げは 60 万部を超えていた (出版年鑑、1997)。

ポルノに対する公衆の態度は、逮捕された報酬が「猥褻な資料の配布」であった警察の事件の数に反映されていると考えられるかもしれない。入手可能な SEM の増加にもかかわらず、猥褻な資料の配布に対する逮捕と逮捕は、1972 年の 3,298 件から 1995 年の 702 件に著しく減少した (Roposensho、1995)。

現在、陰茎と勃起している生殖器の映像は存在するだけでなく、獣医師、サドマゾヒズム、壊死症および近親相姦を含むハードコアの性的遭遇の視覚的描写も利用可能である。関係するキャラクターは大人、子供、または両方であり、マンガや成人の読書資料にも存在する可能性がある。子どもの売春を禁止する「児童福祉法」がある。しかし、日本には特定の児童ポルノ法はなく、未成年者が容易に入手でき、広く摂取されていることを示す SEM がある。現在のところ、猥褻の罪は、グループまたは暴力行為の描写や、奇妙で危険な（性犯罪のない廊下のような）性行動の現実的でグラフィックな映像やビデオによる描写に関



連している。

1つの報告書によると、日本の国会は、過去30年間に公開されていないX指定の書籍や雑誌のコレクションを発表することを検討していた。国立国会図書館のスポークスパーソンによると、このコレクションは、日本の当局の猥褻の解釈が何十年に渡って変化したかを示しているという。図書館には東京都で猥褻とされ18歳未満の未成年者への販売が禁止されている書籍や雑誌の複写が約2,800冊集められている。出版社が強制的に寄付した資料で構成されたこのコレクションには、ヌードの少女、ポルノの小説や漫画の写真、ヌード写真を含む大量流通誌の版が含まれている (Anonymous, 1996)。

日本で利用可能なエロチカの追加尺度は、Greenfeld (1994) によって報告されたものである。1994年、彼は約14,000枚の「アダルト」ビデオを日本で毎年制作していたのに対し、米国では2500枚ものビデオを制作していた、そして、平均的な日本人は、アメリカの性犯罪よりもテレビを1時間近く多く見ていると書いている。

警察の記録に一貫して定期的に記録されている性犯罪に関するデータは、ポルノの定量的または定性的尺度よりも明らかに利用可能であり、決定的である。レイプの発生率は、調査中の期間にわたって着実にかつ劇的に減少していることが、データ(表1)から容易に明らかである。強姦の発生率は、1972年に5464人の犯罪者が届けだされた4677人の被害者の事件であり、1995年の1,160人の犯罪者による1500件の発生率、3分の2の発生率の劇的な減少が見られる。強姦の性格も大きく変わった。初期の観察期間では、強姦の多くはギャング(単一の攻撃者以上)の強姦であり、報告された強姦件数を超える犯行者の数を占めていた。これはますます稀になっている。少年が犯したレイプの数も著しく減少している。青少年は1972年に暴力の33%を犯したが、1995年には強姦の18%しか犯していない。

同時期に、性暴力の発生率も1972年の3,139人から減少し、1975年から1990年には3,000人以下に減少した。しかし、1995年に報告された性暴行の発生率は3,644例に回復した。これらの数字は率ではなく実際のケースを表しているため、性的暴行の割合が増えていることがわかる。この間、日本の人口は1970年の約1億700万人から1995年には1億2,500万人以上に増加した(日本の統計、1996)。したがって、実際のレートは、千人あたり0.0292から0.0290にわずかに減少した。この期間中、J.N.P.Aの文書によると、強姦の有罪判決の割合は、1972年の85%から1980年代には90%以上に、1990年代には95%以上に大幅に上昇した。これは、後の年に、強姦犯が被害者に知られる可能性が低くなったためである。同意の欠如がより容易になったことを証明する。

公開された猥褻（例えば、露出）に関するデータは、暴行よりも強姦のデータに合致していた。報告された公的暴力の発生率は、この期間に約 3 分の 1 減少した。それに伴って人口が増加することを考慮すると、これは約 50%の減少率に相当する。

警察の統計では、犠牲者の年齢カテゴリーを使用している：0-5,6-12,13-19。20-24,25-29,30-39,40-49 など。最初の 3 つの年齢区分は、「就学前」、「小学校と中学校」、「中学校と高校」の年齢を反映している。それはまた法的成人に達する年齢であるという日本人の考えを反映している。

TABLE 1  
日本の性犯罪の統計

犯罪	年					
	1972	1975	1980	1985	1990	1995
レイプ被害者（合計）	4,677	3,692	2,610	1,802	1,548	1,500
レイプ犯罪者（合計）	5,464	4,052	2,667	1,809	1,289	1,160
レイプ犯罪者（年少者）	1,803	1,319	958	658	346	264
性的暴行（発生件数）	3,139	2,841	2,825	2,645	2,730	3,644
性的暴行犯罪者（合計）	1,915	1,570	1,420	1,334	1,143	1,464
性的暴行犯罪者（年少者）	641	439	440	497	341	321
公衆猥褻 <sup>a</sup>	1,651	1,706	1,335	1,182	947	1,108
猥褻の判決	3,298	1,824	894	2,093	736	702
暴力犯罪（発生件数） <sup>b</sup>	89,235	73,198	52,307	48,495	37,899	35,860
殺人（発生件数）	2,060	2,098	1,684	1,780	1,238	1,281

<sup>a</sup> 露出、性器のこすりつけなど

<sup>b</sup> 暴力や怪我が発生した犯罪

性的犯罪の最も劇的な減少は、より若いグループの強姦者と犠牲者の数と年齢に着目したときに見られた（表 2）。私たちは、年齢制限のないポルノグラフィの増加や漫画の場合、それが有害な影響を及ぼす場合、若年者に最も悪影響を与えると仮定した。ちょうど反対の傾向が発生した。少年犯罪者の数は、1972 年の加害者 1,803 人から 1995 年の 264 人に低下したと見られていた。約 85%の低下を示した（表 1）。犠牲者の数も 13 歳未満の女性で特に減少した（表 2）。1972 年に被害者の 8.3%が 13 歳未満であった。1995 年に 13 歳未満の被害者の割合は 4.0%に減少した。

1972 年に、犯行者の 33.3%は 14 歳から 19 歳の間であった。1995 年には 9.6%に減少した。したがって、問題の期間にわたって、若いカテゴリーから古いカテゴリーへの被害者および犯罪者の割合に大きなシフトがあった。

最後に、日本では、暴力の総数が減少したのに対して、外国人による暴力の比率は、1979 年に報告された暴力の 61.6%から 1995 年の暴力の 79.5%まで着実に増加した。また、ギャングの強姦は著しく減少した。1972 年には、少年によるレイプの 12.3%が 2 人以上の

犯行者によって行われた。長年にわたり、この割合は減少しており、1995年にこのカテゴリーの暴力のわずか5.7%に過ぎなかった。

**TABLE 2**  
日本の各年齢における被害者の割合

被害者の年齢 (年)	年					
	1972	1975	1980	1985	1990	1995
0-5	0.7	0.5	0.5	0.2	0.1	0.1
6-12	7.6	9.5	8.9	12.5	5.4	3.9
13-19	35.4	36.3	33.4	34.7	39.8	36.4
20-24	29.6	22.0	23.0	22.7	24.5	33.0
25-29	9.0	11.5	11.6	8.8	11.4	12.2
30-39	10.6	11.2	12.5	10.8	8.6	7.1
40-49	4.7	5.5	5.5	5.2	5.5	4.3
50-59	1.6	2.3	3.1	3.3	2.3	1.9
60-69	0.7	1.2	1.0	1.2	1.3	0.6
70-79	0.0	0.0	0.5	0.6	1.0	0.5

1972年から1995年に報告された殺人および非性的暴力的身体的暴行の事例を分析した(表1)。ここでも劇的な減少が、レビューされた期間にわたって発生した。殺人事件は約40%減少し、非性的な身体的暴行は約60%減少した。しかし、これらの最後の2つのカテゴリーの犯罪では、犠牲者または犯罪者として、これらの活動に参与する年齢層に匹敵する変化はなかった。

## DISCUSSION

### 議論

日本自体の中で、利用可能なポルノや性描写の劇的な増加は、偶然の観察者にとっても明らかである。これは、他の性的のはげ口に対する制限の一般的な自由化に付随している。また、与えられた情報から明らかのように、この期間中、強姦から暴力行為、公衆わいせつ、未遂のすべてのカテゴリーにおいて、犯罪スペクトルの両端からの性的犯罪の発生率が大幅に減少した。

最も重要なのは、子供に対するポルノの利用可能性が大幅に高まったにもかかわらず、少年との性犯罪が犠牲者として減少しただけでなく、少年犯罪者も大幅に減少したことである。

これらの発見は、デンマーク、スウェーデン、西ドイツでの性的明示的な資料の登場で報告されたものと類似しているが、それ以上のものである。欧州の調査結果は、米国の調査結果よりも劇的であった。Kutchinsky (1991) は、デンマーク、スウェーデン、西ドイツ、および米国の状況を調査し、それらの国における適切なポルノの合法化または自由化を行った。

言及された最初の3つの国は、それぞれ1969年、1970年、1973年に性的に明示的な資料の制作と配布を非犯罪化した。米国では、非差別犯罪や合法化が広がっていなかったが、日本のように法律の解釈が変わったように見え、SEMに対する訴追が著しく減少した。同時に、ポルノの利用可能性は相応に増加した。Kutchinskyは1964年から1984年までの20年間の性犯罪の経過を研究した。したがって、彼の研究期間は私たちの前半と重複する。

Kutchinskyは、デンマークとスウェーデンでは、成人の暴力は穏やかに増加し、西独では全く増加しなかったことを発見した(1991)。3カ国すべてにおいて、非暴力性犯罪は減少した。デンマークとスウェーデンのわずかな増加は、おそらく女性と警察のレイプ問題の意識がますます高まっていることによる報告の増加によるものと考えられた(Kutchinsky, 1985b, pp.323)。日本でも、本研究で検討した20年にわたり、日本で見られる性犯罪の減少をより印象的にする報告の可能性が最も高いと思われる。

我々の調査結果と同様に、デンマークと西ドイツでは、性的犯罪の最も劇的なカテゴリーは、レイプやその他の性犯罪であり、少年に対するものであった。

1972年から1980年の間に、ドイツ連邦共和国の警察に知られている性犯罪の総数は11%減少した。同期間中に報告された犯罪の総数は50%増加した。未成年者(14歳未満)に対する性犯罪は、この期間中に同様にわずかに約10%減少した。しかし、6歳未満の被害者は、1972年の1,421件から1980年には579件に減少し、50%を下回った(Kutchinsky, 1985b; pp.319)。

他の研究者も同様に発見されている。デンマークでは同性愛者の児童虐待が1966年の74例から1969年の20例に50%以上減少した(Ben-Veniste, 1971; pp. 254)。日本では、デンマークのように、当時、個人的な非商業的所有または性的活動に関わる子供の描写に対する法律は存在しなかったため、特に子供に関わる性犯罪の減少は特に注目に値する。

いわゆる「childporn」(Kutchinsky, 1985a, pp.5)。どちらの文化においても子供に対する性犯罪の様子が深刻であることを考慮すると、報告された症例の減少は、そのような犯罪を報告する準備ができていないことを意味する。

ポルノグラフィーの増加と関連して、私たちは日本のギャングの強姦の減少を発見した。そして、同様の発見が他の場所で報告されていた。西ドイツでは、1971年から1987年までの群の被害者は、577人から239人に59%減少した。

外国人によるレイプが2,453件から1,655件に減少したドイツの調査結果(Kutchinsky, 1991 pp.57)とは対照的に、日本では被害者に知られている人の強姦件数が減少し、異国人によるレイプが増加した。見知らぬ人やグループによるレイプは、デートや婚姻によるレイプよりも報告される可能性が高いので、ここでも日本のこれらの知見は本物の違いを表していることは疑いがない。また、日本の警察は、知られている加害者によるレイプやデートによるレイプよりも、見知らぬ人によるレイプの抑制に重点を置いていたことにも留意されたい。

一部の者(例えば、Court, 1977)は、日本で記録された性犯罪の数の全体的減少が、ポルノの入手可能性の増加に伴う公的な態度の変化を反映していると考えている。これは疑わしい。公然の猥褻行為のような比較的軽微な犯罪については真実かもしれないが、強姦は常に真剣に受け止められている。事実、報告に対する抑制が減少していると主張することができる。SEMの増加した流行は、性的な問題について親、パートナー、または当局と話すことにおいて、子供または女性、または犠牲者がより少なく抑制されることを可能にする場合がある。特に性犯罪について。

報告を奨励するもう1つの要因は、1983年9月に女性問題に敏感な特別警察の捜査部隊が設立され、女性がもはや犯行者であるかのように扱われなくなったことである。これはしばしば1970年代にあった。また、1990年代には、日本では女性が主催するレイプ危機センターが東京に、また女性センターは全国主要都市に開設されていたことも重要である。1996年に警察はまた、性犯罪の被害者に報告するように啓発キャンペーンを開始した。性教育者も信用を得なければならない。性教育、K-12は、日本の学校では標準的であり、1970年代からそうであった。セックス教育者は、レイプ理論、予防、報告の分野でまずまず教育を受け、その教室のプレゼンテーションにそのような資料を追加している。

適切な法律や社会的勢力の適用は、時間の経過とともに一貫していない可能性があると考えられている。しかし、データのボランティア、募集、記録の短期的な不具合は、全体的な傾向に影響してはいない。それにもかかわらず、この長い期間にわたって、レイプや性的暴行に関連する法律の執行が厳しくなっている間に、より多くの資料が容認できるもの

として受け入れられ、一般の認識を得ることによって、猥褻の定義の解釈が緩やかになっていると言える。

現在、性的犯罪のための性的「ライセンス」は、25年前よりも、一般の日本人や犠牲者によって受け入れられていない。そして確かに、殺人と非性的暴力の減少を、SEMの増加と同時に報告することを躊躇していると考えすることはできない。

「ポルノは歴史的に日本の文化の不可欠な部分であった」といえる (Abramson & Hayashi, 1984)。エロチックで豊かなテーマは日本文化の伝統的な部分であると言うのは、より真実である。

確かに宗教的な神社、低俗の物語、そしてわいせつで詳細な芸術の両方には、恥ずべきでなく、西洋の性と関連した罪の面がない性的なアイコンや表現が組み込まれている。伝統的にセックスのこのような見方は、育児や性教育の一形態としての家族連帯の強化 (Abramson & Hayashi, 1984) や「良い人生」を楽しむ方法として見なされる文化的または儒教的テーマに合致していた。

この姿勢は、1868年の明治維新を迎えた日本の近代化を背景に、人々と本質的に関係していた。明治政府は西側からの尊敬を高めるために、西側の比較的制限的で保守的な慣習の一部を採用することで、日本のセックスに対する態度を修正し始めた。例えば、ヌードと混浴の一般的な実践は、公衆浴場では新たに禁止された (Dore, 1958)。この条例は実際にはランダムに施行され、基本的に主要都市でのみ施行された。しかし、これは和魂洋才 (日本の精神と西洋の技術) と呼ばれる明治政府の計画の中で、西洋の知識と技術を日本の精神と文化と融合させて国家を発展させ、強化する計画の小さな部分である (Hijirida & Yoshikawa, 1987)。

第二次世界大戦中、西洋のように多くの性的制限が日本で緩和された。戦後、日本を支配していた米軍は、道徳と法律という西洋のアイデアを課した。日本人は、ゆっくりとこれらのアイデアや実践のいくつかを採用するようになった。和魂洋才の姿勢が再現された (Hijirida & Yoshikawa, 1987)。

日本の文化とは異質なポルノの否定的な考え方が受け入れられ、特に視覚的描写に適用された。なぜなら、それは西洋人によって最もよく認識され、それによって批判されたからである。

外国人は日本語を読んでいるとは考えにくく、これらを気づかずに批判しないので、書かれた SEM にはほとんど注意を払わなかった (Abramson & Hayashi, 1984)。他の目に見える性関連の問題は西洋の方法に曲がった。例えば、以前は合法で受け入れられた売春は、1958年に違法と宣告され、男女別のトイレと浴場がユビキタスなユニセックス施設を置き換え始めた。

興味深いことに、エロティックなテーマの視覚的描写はますます制限されていたが、文章として書かれたポルノはゆっくりとより流行し、より騒がしくなり、よりフェティシズム的になった。これは、儒教の封建主義と西洋の道徳の両方の拘束に対する自由な反応であると見られた (Kuro, 1954)。これらは 1972 年に基本的に存在した法律と状況であり、私たちの研究開始日である。

その後の年代では、性的明示的資料は、1980 年代後半から 1990 年代にかけて、急速に普及が進んだ。1990 年と 1991 年は転機が見える。どのくらいのポルノが作成されたか、猥褻法がどのように解釈されたかに大きな変化が生じた。より少数の資料が猥褻であり、記録された確信はさらに少なくなっている。もう一度言うと、これは他の所見と類似していた。デンマークでは、1967 年のポルノグラフィの禁止措置の廃止は、挑発的な出版社が待ち受け市場を作り、配布し、裁判所の判決がますます容認された結果である (Kutchinsky, 1973b)。日本では、制御の生産と緩和は同時に起こっているようであった。明らかに他方を引き起こすものではない。

日本で利用可能なポルノの種類も性犯罪に関連している。SEM は、あらゆる嗜好とフェチに対応し、米国で見られるよりも攻撃的で暴力的である。そして、これらの素材の購入や持ち出しは、年齢制限がほとんど無い。これはデンマークの状況と基本的に同様であった (Kutchinsky, 1978)。

Kutchinsky はさらに、利用可能な SEM がますますフェティッシュ指向と積極的になったが、そのような資料は必ずしも頻繁に使用されるとは限らないことを見出した。利用可能なポルノの一部しか残っていないように見えた。

デンマークでは、Kutchinsky (1978, pp. 114) は、ハードコアサドマゾヒズムの資料などが入手可能な資料の約 2%以下であると推定した。Winick (1985) は、米国の資料の中で同じことを発見した。Giglio (1985) は、暴力的なポルノがより流行する可能性のある情勢を考慮して、Kutchinsky のデータは適用されないかもしれないと主張した。

日本では、サドマゾヒズムの、または暴力的な内容のポルノ画像を詳細に分析しませんでした。日本では米国や他の地域よりも確かにその内容ははるかに高いようである。

Kutchinsky (1973a) は、彼の研究で、最も深刻な性犯罪の減少が少なく、レイプの減少が少ないことを発見した。一方、私たちは反対の傾向を見つけた。日本では、レイプは 79%減少したが、公然の暴力は 33%減少した。この違いの理由はよくわかっていない。

私たちは、一般的な暴力行為の法律で考慮されている犯罪に一般的に伴う法律は、レイプよりも容易に修正されないと考えている。また、覗き見や露出の発生率は、すでにベースラインに近い低い発生率であった可能性がある。公衆の恥は、日本では非常に強い社会的勢力であり、国民の暴力を支配する大きな要因となりうる。

性犯罪、殺人、暴行に関する私たちの知見は、日本の一般的な犯罪率についても知られている強盗、窃盗などに関連している。日本は、いずれかの先進国の報告されたケースでは、報告された強姦事件の数が最も少なく、逮捕と有罪判決の割合が最も高い。確かに、日本は世界の女性にとって最も安全な先進国の一つとして知られている (Clifford, 1980)。これに耐えられず、日本の社会批評家やフェミニストは物事がまだ良くなると考えている (Radin, 1996)。女性の主張者の多くは、警察当局が女性の懸念や女性自身の不満に敏感であると考えている。このコメントはおそらくどこにでも適用できる。

証拠がないにもかかわらず、豊かな性的明示的資料は、必然的に豊かな性的行為をもたらし、最終的には強姦するという作り話が主張され続けている (Riebert, Neale, & Davison, 1973)。実際に、私たちが報告し、レビューしたデータは、反対のことを示唆している。Christensen (1990) は、利用可能なポルノが性犯罪につながることを証明するには、少なくとも両者間の正の時間的相関関係を見出さなければならないと主張している。私たちの調査結果や他の場所の結果から、利用可能なポルノグラフィの増加と強姦またはその他の性犯罪の発生率との間に正の相関がないことは、関係が存在しないという自明の証拠である。

しかし、客観性にはもうひとつの追加の質問の答えが必要である、「ポルノの使用と利用可能性が性的犯罪を予防したり減らしたりするか？」両方の疑問は、長期にわたって、デンマーク、スウェーデン、西ドイツ、そして現在日本でテストされている仮説につながる。実際、それはヨーロッパとスカンジナビアの研究から Kutchinsky (1994) が明らかにしたように、日本のデータからも明らかで、性的明示資料の大幅な増加は、強姦またはその他の性犯罪の増加と相関していない。その代わりに、日本では性犯罪の著しい減少が起こっている。

ポルノは性的に何人かの人々を惹きつけていると認められるかもしれないが、それが法的な性的表出につながると信じられる理由となる、活動の計測は得られていない。カップルは愛しあう頻度を増やしているかもしれない、アーティストは新たにインスパイアされた芸術作品を作り出したかもしれない。多くの人がセックス教育のための媒介としてポルノを使ったかもしれない。しかし喜びやマスターベーションを読んだり見たりするのにおそらくその資料を使用した人は少なかった。これらはすべて、積極的、法的および建設的、または少なくとも非破壊的な社会的な突破口である。日本では、出版社などが、日本の「制御された社会」で窒息している大人のためのリラクゼーションの手段として、漫画であってもエロチックな物語が残っていると主張している (Burrill, 1991)。

集団研究では、ポルノと性犯罪の関連性は証明されていない。しかし、時折連動の研究報



告がある。

たとえば、次のように報告されている。

「遡及的な想起は、性犯罪者（自発的外来患者）と発作中の非犯行者による性的明示資料の使用を推定するための基礎を提供した。現在も...レイプ犯罪者と児童虐待者はこれらの資料の頻繁な使用を報告した...現在の使用は、性的犯罪の慢性化と有意に関連していた (Marshall, 1988)」

しかし、この報告書の実際の証拠は、より厳密な精査のようであり、大人の性犯罪者が使用したポルノが犯行直前に表示されていることを示す。言及されていないが、Marshall の調査には、犯行者の経験から形成期にポルノへの暴露が通常なかったという証拠がある。

これは重大な考慮事項と思われる。最も一般的には、1960年代に米国で性的明示資料が流入する前に見つかったように、性犯罪を犯した人々は通常、他者よりもバックグラウンドで SEM への暴露が少なく、一般的には非常に宗教的、社会的、政治的に保守的である (Gebhard, Gagnon, Pomeroy, & Christenson, 1965)。それ以来、ほとんどの研究者は同様のことを発見している。性犯罪者の育成は、通常、性的抑圧的であり、しばしば宗教的背景があり、セクシュアリティに対する厳格な保守的態度を保つことが多い (Conyers & Harvey, 1996; Dougher, 1988)。彼らの育成は通常、寛容ではなく儀式的に道徳的かつ保守的であった。思春期や成人期には、性的犯罪者は一般的に、他の個人グループよりも性的またはポルノの資料を使用していないことが判明した (Goldstein & Kant, 1973, Propper, 1972)。Walker (1970) は、性犯罪者は性交の写真を最初に見る前に、非犯罪者よりも数年間高齢であったと報告している。

強姦者に対処する人の多くは、強姦が非性的な問題のための性的行為であると感じている。たとえば、職場での敗北や欲求不満がレイプの動機付けにつながる可能性がある (Groth, 1979)。他の人は、権力の表明としてレイプを見る (Groth, Burgess and Holmstrom, 1977)。Goldstein と Kant は、彼らがインタビューした性犯罪者のうちの何人かは、ポルノグラフィの影響が「ほとんど無い」状態で、「さらに強力な性的刺激」は、性犯罪の環境にあるリアルな人物像である (Goldstein & Kant, 1973; Lynn, 1986) と結論付けた。デンマークでレイプを研究したフェミニスト犯罪学者を含むデンマークの専門家も、ポルノとレイプの間には関係がないことに同意する (Kutchinsky, 1985a, pp.12)。

性犯罪者の治療の専門家であるニコラス・グロース氏は、「レイプは時にはパブリック・メディアのポルノグラフィや性的暴力の増加に起因すると書いている。しかし強姦者は、誰かのように、ポルノの刺激があるかもしれないが、性的興奮ではなく、レイプにつながる怒りや恐怖の覚醒である。ポルノはレイプを引き起こさない。禁止は強姦を止めることは無い。事実、いくつかの研究は、強姦犯が一般に男性よりも少ないポルノグラフィに

さらされていることを示している (Groth、1979、pp.9)。

Wilson (1978、pp. 175) は、「成人期に性行動のパターンが変わった男性は青年期のポルノでの経験の喪失に苦しんでいる」ことを発見した。彼は、ポルノは犯罪性の問題を予防するだけでなく、犯人の性的な問題を防ぐ助けをしてくれることを示唆している (p. 176)。Wilson は、性的明示資料にさらされると治療上の利点が得られ、カップルの間では、コミュニケーションを促進し、性的な問題を正直に話し合い、セックス教育を提供することの助けになると主張している。それはまた、不安と抑止緩和機能を提供することによって助けることができる。Walker (1970) が調査した囚人の 39% は、ポルノが「反社会性衝動に対する安全弁を提供する」と合意した。

日本における性犯罪の減少率と発生率の低さを説明するためのいくつかの他の説明が提供されている。Abramson and Hayashi (1984) は、日本の強姦の発生率が低いことは、タイトな社会に浸透した日本の国家特性の一部である内部拘束に起因すると考えている。それがそうであるかもしれないが、1990 年代には、1970 年代のより保守的な環境にあるよりも、より強い抑制があると想像するのは難しい。Kutchinsky (1973b) は、ヨーロッパとスカンジナビアでの SEM の高可用性に関連した性犯罪の減少を「ほとんどの人口がポルノ文献に慣れてきたが、しかし、主に関心が本当の必要性ではなく好奇心に基づいているため、非常に迅速に飽和点に達した。」と評価したが、これは部分的な答えと考えている。

他の要素も含まれている可能性がある。例えば、1972 年から 1995 年のレビュー期間中、男性の性犯罪の減少に伴い、女性の合意上の性的利用可能性が増加している。売春やその他の商業的な性のはけ口を通じて性的パートナーとして利用できる女性に加えて、「隣の女の子」による非婚的な性的活動は一般的な二、三十年前よりも受け入れられるようになった (Uchiyama、1996)。

多くの研究室実験では、ポルノへの曝露による社会的影響が否定的であることが証明されている。異なる実験の結果は、ポルノへの曝露、特に暴力を含む暴露が女性の墮落につながるが、女性に対する強姦や侵略、暴力の容認の撲滅の可能性が増大することを実証した (この分野の概要は、Malamuth & Donnerstein、1984、Zillmann & Bryant、1989 を参照)。

研究所や学校の実験は現実世界の状況とほとんど比較できず、それには関係しないかもしれない。典型的な実験室実験は、様々な期間のポルノグラフィーの異なるタイプに学生をさらし、その後の態度や行動を測定しようとした。さらに、重大であると考えられる状況は、学生が実験計画を誤認し騙されるようにしばしば操作された (例えば、Donnerstein、1984、Donnerstein & Barrett、1978; Zillmann、1984; Zillmann & Bryant、1982; 1984;

1989、Zillmann&Weaver、1989)。これらの研究は方法論的に欠陥があり実用上考慮するには不適切であることを真剣に批判されている（例えば、Brannigan、1987; Brannigan & Goldenberg、1986,1991; Christensen、1990; Becker&Stein、1991)。多くの場合、結果自体は一貫していないようである。例えば、Zillmann and Bryant (1984; 1988a、1988b) は、ポルノへの大量の暴露は、エロティックな刺激後に学生被験者が他の人に対抗する意欲を低下させたことを示唆したが（陽性効果の推測）、「強姦の一般的な軽視」に至り「家族の価値」を低下させると推測される[否定的な効果を推測する]と報告している。そして、教室研究のこの分野の実験者でさえ、法廷でどのようにデータが外挿されたかを著しく批判している（Linz、Penrod&Donnerstein、1987)。ラボの実験では、一般的に、聴衆や資料を検討する上でのコンテキストやその他の重要な社会的および状況的要因を考慮していない。

日本で見つかった結果、米国、西ドイツ、デンマーク、スウェーデンの Kutchinsky レポートは、数年にわたり性的明示資料の暴露を受けていた巨大な多様な集団からのものである。これらの資料は、選択されてもされなくても、使用されても、されなくても、修正されても、経験できなくてもよい。

誰も自分が不快感を感じる経験に自分自身をさらす義務は無い一方、誰でも利用可能な資料や機会を利用することができる。実生活の個人は、その資料を私的に単独で、またはパートナーと使用することができる。実際の生活では、個人は、1回のセッションで、数分または数時間または何年もの間、何らかのポルノを経験することを選ぶことができる。実際の生活では、個人は教室の状況では生徒が利用できない方法でさまざまな性的衝動を満たすことが自由である。

Kutchinsky (1983,1987,1992,1994) は、実験室外の事象と比較して、実験室研究の相対的メリットについて議論してきた。

基本的に Kutchinsky は、現実世界のポルノは、非性的のフラストレーションの代替となり、それ以外の状況（非現実世界）では、性的犯罪につながる可能性があると考えている（Kutchinsky、1973a、p175以降)。『ポルノの入手可能性が性的犯罪を減らすことができるのは、特定の潜在的な犯罪者に対する特定の形式のポルノの使用が、特定の種類の性的犯罪の犯行と機能的に同等であるためである...これらの潜在的な犯罪者がオプションを持っている場合、彼らはより便利で、無害で安全なポルノを使用することを好む。』(pp. 21). これも私たちは部分的な答えでしかないと感じている。

ポルノグラフィーの増加を除いて、他の社会的要因により、日本の犯罪の減少につながった可能性はないか？ポルノが強姦や性犯罪につながっていない場合はどうなるか？明らか

に、これらは複雑で多面的な疑問である。

それに応じて、私たちは一般的な犯罪は単に「サルの知識 - サルの行動」の問題では無い (Brannigan, 1997; Fisher & Barak, 1991, Gottfredson & Hirschi, 1990) とする多くの人に同意する。他のほとんどの犯罪と同様に、性犯罪は通常、機会主義的ではなく、事前の考えがほとんどなく、通常、自己または社会的支配力の低い個人によって行われる。そして、そのような個体は、何らかの実質的な SEM に曝される前に識別可能であることが多い。大人の性犯罪者の半分以上が青年性犯罪者であることがよく知られている (Abel, 1985; Knopp, 1984)。Gottfredson と Hirschi (1990) が述べているように、...低セルフコントロールの犯罪性の起源は生後 6~8 年で発見され、その間に子供は家族の管理や家族の監督を受けている...家庭が子どもを社会化する能力の強化に向けられた政策は、実質的な犯罪削減の可能性を秘めた唯一の現実的な長期国家政策である (pp. 272-273)。

過去 20 年にわたる日本の教育雇用情勢の競争上の性質の高まりは、就学前から大学進学までの学校の成果に専念する時間が増えてきた。家庭時間と放課後の余分な指導 (塾) は普通である (Efrom, 1997)。そして、日本の母親は、通常、高校時代ではないにせよ、中学校を通じて子どもを監督するために家にいる。私たちはそれ自体が反社会的または犯罪的活動の機会を減らし、子供が大人としての犯罪行為を避けるために社会化するのを助けると信じている。

Ellis (1989) は、性犯罪を性的表現に対する生得的な動機と、所有し、制御する動機とに分類している。家族の早い年齢の管轄下の増加は、これらのドライブを変更するのに役立つ。それで、私たちは、標準的な日本の K-12 性教育プログラムがいくらか信用できると考えている。したがって、社会的に順応的な力は、それ自体、見られる犯罪の減少の大部分を占める可能性がある。日本やその他の地域における性犯罪率の修正を担当するその力はまだ決定されていない。

それに伴った質問も発生する：文書化された性犯罪の検査によって測定された以外のポルノの可用性の増加の悪影響があるかもしれないか？

フェミニスト、宗教的保守主義者およびその他の倫理学者は、たとえそれが性犯罪の増加につながるものが証明できないとしても、ポルノを問題とみなす (Court, 1984; Osanka & Lee, 1984 参照)。ある人はそれを女性自身に対する暴力と見なしている。例えば、"ポルノは女性に対する暴力を引き起こすか？" という疑いは無い。ポルノグラフィは、女性に対する暴力、私たちの文化のすべての側面に浸透して歪める暴力である (Dworkin, 1981, 本カバー)。"。そして Steinham (1983) は、「ポルノは権力と武器としての性に関するものであり、強姦は暴力であり、セクシュアリティに関するものではないことを理解するようになった」(38 頁)。MacKinnen (1993) は書かれたポルノグラフィはただ存在するこ

とによって、女性を乏しめ有害であると考える。

ポルノに起因する性犯罪を除いて、家庭内暴力（例えば、Sommers&Check、1987）から児童虐待（例えば、Burgess&Hartm1987）まで、否定的な結果の事例報告は確かにある。しかし、ポルノグラフィが恐ろしい、または残念な犯罪の原因となる証拠は存在しない（Howitt & Cumberbatch, 1985）。

これらの反社会的、犯罪の行動は、不十分な両親と、上記に言及した不十分な自身または社会性のコントロールをとまなう不十分な個人教育が理由であるとわたしたちは信じている。

ポルノの別の潜在的な悪影響は Howitt と Cumberbatch (1985) によってレビューされている。男性に対するポルノの否定的な影響について。彼らは、かつての強力なもの、非常に恵まれた、熟練したポルノ内の絶倫と一致することができない、「パフォーマンス不安」によってインポテンスに機能低下した男性の報告をした（例えば、Moye、1985; Fracher & Kimmel、1987; Tieter、1987）。Howitt と Cumberbatch は、インポテンスやパフォーマンス不安の原因となる要因はおそらくポルノとは関係がなく、まだ決定されていないと結論づけている。

要約すると、ポルノを許可している国々が、性犯罪率の増加を示す懸念、特に若者がそのようなモデルに否定的に脆弱で影響を受けやすい、または社会に悪影響が及ぼされていることは証明されていない。

私たちのデータと分析から明らかのように、日本でのポルノの増加は性的犯罪の劇的な減少と関連しており、そのほとんどは加害者や犠牲者としての若者の間にある。

可能性のあるいくつかの要因について別記した。

## REFERENCES

参考文献

(省略)